

# 船舶事故調査報告書

平成27年2月5日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄司邦昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成25年8月15日（木） 15時20分ごろ
発生場所	福井県美浜町 <sup>みはま</sup> ダイヤ浜海水浴場西方沖 美浜町所在の舟通 <sup>ふなとおし</sup> 埼灯台から真方位144° 2,720m付近 （概位 北緯35° 41.0′ 東経135° 58.4′）
事故調査の経過	平成25年8月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 水上オートバイ <sup>アールエックステイ</sup> R X T、0.2トン 240-60269福井、個人所有 2.93m (Lr) × 1.16m × 0.44m、FRP ガソリン機関、144.15kW、平成19年5月 B 水上オートバイ <sup>エスエイチオー</sup> S H O、0.2トン 260-47066福井、個人所有 2.89m (Lr) × 1.10m × 0.46m、FRP ガソリン機関、154.5kW、平成23年7月
乗組員等に関する情報	A 操縦者A 男性 35歳 旧五級小型船舶操縦士 免許登録日 平成13年8月6日 平成18年8月5日をもって失効していた。 同乗者A 女性 21歳 B 操縦者B 男性 34歳 旧五級小型船舶操縦士 免許登録日 平成13年9月28日 平成18年9月27日をもって失効していた。
死傷者等	A 重傷 1人（同乗者A） B なし
損傷	A 左舷中央部に擦過傷 B 左舷船首部に擦過傷
事故の経過	A船は、操縦者Aが1人で乗り組み、同乗者Aを後部座席に乗せ、ダイヤ浜海水浴場の砂浜（以下「本件砂浜」という。）を発進し、約10km/hの速力で遊走していた。

	<p>操縦者Aは、後方を向いて同乗者Aと話をしながら西北西進中、ふと前方を見たところ、至近に迫ったB船を認め、とっさにハンドルを右に切った。</p> <p>A船は、平成25年8月15日15時20分ごろその左舷中央部とB船の左舷船首部とが衝突した。</p> <p>操縦者Aは、衝突の衝撃で落水した同乗者AをA船に引き揚げ、本件砂浜に戻った。</p> <p>B船は、操縦者Bが1人で乗り組み、遊走を終えた後、本件砂浜に帰るため、約41～50km/hの速力で東南東進中、操縦者Bが、船首至近にA船を認め、とっさにハンドルを右に切ったものの、A船と衝突した。</p> <p>操縦者Bは、同乗者Aが負傷したことを知り、本件砂浜に戻り、救急車の要請を仲間に依頼した。</p> <p>同乗者Aは、救急車で病院に搬送され、左脚骨折と診断された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>操縦者Aと操縦者Bは、仕事上の知人同士であり、操縦者Aの仕事上の知人とA船及びB船を含む水上オートバイ3隻を持って海水浴場に来ていた。</p> <p>操縦者A及び操縦者Bは、A船及びB船を操縦するに当たり、所有者の関係者に了解を得ていた。</p> <p>操縦者Aは、これまで時折、水上オートバイの操縦を行っていた。</p> <p>操縦者Bは、操縦免許証を取得後、約10年ぶりに水上オートバイの操縦を行った。</p> <p>操縦者Aは、衝突直前まで、B船の所在を認識していなかった。</p> <p>操縦者Bは、A船が本件砂浜を発進するのを前方に認めたものの、B船に向けて航行して来ることはないと思ったので、A船に注意を向けていなかった。</p> <p>操縦者A及び操縦者Bは、操縦免許証を更新する必要があることを認識していなかった。</p> <p>操縦者A、同乗者A及び操縦者Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、本件砂浜沖西方を西北西進中、操縦者Aが、後方を向いて同乗者Aと話をしていたことから、至近に迫ったB船を認め、ハンドルを右に切ったものの、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、本件砂浜西方沖を東南東進中、操縦者Bが、A船がB船に向けて航行して来ることはないと思込んでいたことから、船首至近</p>

	<p>にA船を認め、ハンドルを右に切ったものの、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>操縦者A及び操縦者Bは、操縦免許証が失効していたので、小型船舶操縦者として乗船してはならなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本件砂浜西方沖において、A船が西北西進中、B船が東南東進中、操縦者Aが、後方を向いて同乗者Aと話をしており、また、操縦者Bが、A船がB船に向けて航行して来ることはないと思い込んでいたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中は、常に見張りを適切に行うこと。</li> <li>・操縦免許証が失効している者は、失効再交付講習を受けて有効な操縦免許証を受有してから乗船すること。</li> </ul>